

CFP®資格審査試験問題集（相続・事業承継設計）

平成18年度第2回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

- ・ 32 ページ 問題 15（設問 D） 選択肢 4.

（誤） 4. 27,864 千円 → （正） 4. 26,856 千円

- ・ 66 ページ 解答・解説編 問題 15（設問 D）の解説（3）以下（66 ページの 3 行目～5 行目の差し替え）

（3）減額される金額

本設問において、特定居住用宅地等のうち 240 m²までの部分の選択については、自用地部分の適用を優先した方が、小規模宅地等の特例により減額される金額が最も多くなるため、100 m²を自用地部分から、残り 140 m²を貸家建付地から選択することになる。

$$30,000 \text{ 千円} \times 100 \text{ m}^2 / 100 \text{ m}^2 \times 80\% = 24,000 \text{ 千円}$$

$$47,400 \text{ 千円} \times \{(240 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2) / 200 \text{ m}^2\} \times 80\% = 26,544 \text{ 千円}$$

（4）特例適用後の宅地の価額

$$(30,000 \text{ 千円} - 24,000 \text{ 千円}) + (47,400 \text{ 千円} - 26,544 \text{ 千円}) = \underline{26,856 \text{ 千円}}$$

※なお、問題 15 におきましては、平成 18 年度第 2 回の試験問題から採点除外とし、再判定を行い、追加合格者には個別の対応を完了しております。

- ・ 74 ページ 解答・解説編 問題 37（設問 C） 選択肢 4. の解説部分（差し替え）

4. 不適切。相続税額の取得費加算の特例において、物納申請中の土地等または物納の許可を受けた土地等（物納許可限度額分に相当する部分、すなわち相続税の納付を困難とする金額部分）は、この特例の対象外とされている（措置法 39 条、措置令 25 条の 16）。よって、超過物納した土地等に対応する相続税額分が、この特例の対象となるわけではなく、その土地等のうち相続税の納付を困難とする金額を超える部分が対象となる。

- ・ 77 ページ 解答・解説編 問題 48（設問 D） 解説の 4 行目以下（差し替え）

< 中会社の原則的評価方式 >

下記（1）と（2）のうち、いずれか低い方の価額を 1 株当たりの評価額とする。

（1）類似業種比準価額×Lの割合＋純資産価額×（1-Lの割合）

（2）純資産価額×Lの割合＋純資産価額×（1-Lの割合）

株式取得者とその同族関係者の有する株式の議決権割合が 50% 以下である者の純資産価額は、20% 評価減されるが、類似業種比準価額に代え、純資産価額で計算する下線部分については、20% 評価減はされない。

< 1 株当たりの評価額の計算 >

$$\textcircled{1} 2,000 \text{ 円} \times 0.6 + 3,150 \text{ 円} \times 80\% \times (1 - 0.6) = 2,208 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} 3,150 \text{ 円} \times 0.6 + 3,150 \text{ 円} \times 80\% \times (1 - 0.6) = 2,898 \text{ 円}$$

$$\textcircled{3} \textcircled{1} < \textcircled{2} \quad \therefore 2,208 \text{ 円}$$

$$\textcircled{4} 2,208 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株} = \underline{88,320 \text{ 千円}}$$

平成 19 年 6 月（7476）

NPO 法人日本 F P 協会